

地域雇用開発促進法の枠組み

－ 指針の策定 － ＜厚生労働大臣＞

雇用開発促進地域 (雇用情勢が特に厳しい地域)

- 【区域】ハローワークの範囲を基本（労働市場圏を想定）
- 【雇用情勢】有効求人倍率が全国平均の3分の2（1以上の場合は1.0.67未満の場合は0.67。全国平均が0.67未満の場合は全国平均）以下、かつ、労働力人口に対する求職者割合が全国平均以上
- 【計画期間】3年以内 等

自発雇用創造地域 (雇用創造に向けた意欲が高い地域)

- 【区域】市町村単位（単独又は複数）
- 【雇用情勢】有効求人倍率が全国平均（1倍を超える場合は1.0.67未満である場合は0.67。）以下又は有効求人倍率が1未満であって人口減少率が全国平均以上
- 【協議会の設置】市町村（都道府県）、経済団体等を構成員とし、雇用機会の創出を図る分野及び方策について検討する地域雇用創造協議会を設置
- 【計画期間】3年以内 等

－ 計画策定 －

＜都道府県＞

地域雇用開発計画

- ・区域
- ・地域雇用開発の方策
- ・計画期間 等

↑
関係市町村の意見

＜市町村(+都道府県)＞

地域雇用創造計画

- ・区域
- ・地域重点分野
- ・計画期間
- ・地域雇用開発の方策 等

↑
協議会の意見

- ・関係行政機関の長に協議
- ・地方労働審議会への付議

↓
同意

↑
厚生労働大臣

- ・関係行政機関の長に協議
- ・地方労働審議会への付議

－ 国の支援措置 －

○ 地域雇用開発助成金

- ・計画区域内において事業所を設置・整備し、地域求職者を雇い入れる事業主への助成（50万円～800万円）

○ 地域雇用活性化推進事業

- ・地域雇用創造協議会から提案される事業（雇用創出、能力開発、就職促進等）の中から、雇用創造効果の高いものをコンテスト方式で選抜し、事業の実施を当該協議会に委託（最大3年度間、上限各年度4千万（2以上の市町村が共同で実施する場合には上限額を引上げ））
- 労働者の委託募集に係る特例措置